

第三十二回

大津町農業委員会

令和七年四月十日

第 2 2 回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 1 0 日（木） 9：30 から 1 0：3 0

2. 場 所 大津町役場 2 階 町民協働ルーム

3. 出席農業委員 （1 2 人）

1 番 古庄 廣継	2 番 東 一夫	3 番 西村 千香
4 番 藤本 勝昭	5 番 宮崎 京子	6 番 宮崎 恵美
7 番 府内 公生	8 番 岩本 勝	9 番 今村 太
1 0 番 大村 礼美	1 1 番 荒木 博文	1 2 番 津田 恵美

出席農地利用最適化農業委員 （6 人）

3 番 荒木 勇輝徳	6 番 吉山 一豊	7 番 鍋島 定照
8 番 荒木 幸一	1 3 番 池田 直美	1 7 番 本田 喜代治

4. 欠席農業委員（0 人）

欠席推進委員（2 人） 4 番 竹中 繁継 1 6 番 松永 富幸

5. 議事日程

日程第 1	開 会
日程第 2	議事録署名委員の指名
日程第 3	会期の決定について
日程第 4	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権）の意見について
日程第 8	議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 1 8 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の意見について
日程第 9	議案第 6 号 大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
日程第 1 0	議案第 7 号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年4月10日 第22回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年4月、第22回定例総会を開会いたします。

事務局 ありがとうございます。日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶あり。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員全員出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。
日程第2、議事録署名委員の指名です。3番 西村 千香委員と
4番 藤本 勝昭委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。4月の第22回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。4月の第22回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条に係る申請についてご説明いたします。

農地法3条では、調査書に記載した各項目に該当する場合、いわゆる農業者の要件を満たさない場合は許可できないとなっております。

令和5年4月1日に農地法が改正され、調査書1の第2項第5号が削除され

ています。いわゆる農地取得には50aの農地保有が必要であるという「下限面積要件」は廃止されました。

今後は、調査書の第2項第1号から第6号により判断することになります。

3条の1、調査書は1P、議案書は1P、申請地見取図は1P～2Pをお願いいたします。

申請地は大字岩坂地内にある農地3筆です。

申請理由は、売買による所有権の移転です。飼料用トウモロコシの栽培を予定されており、周辺農地の利用に支障はないものと考えられます。

調査書記載のとおり1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、岩坂地区ですので、荒木委員から説明をお願いします。

荒木委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字岩坂地内の農地です。
申請の内容は、岩坂地内の畑3筆、11,884㎡について売買による所有権の移転を行うものです。
譲受人は農家です。今回、譲渡人と譲受人双方で売買の話がまとまったため申請に至りました。農業機械等は所有するトラクターなどを使用することとなっています。労働力、営農技術も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、全員異議なし「許可相当」の意見でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
岩坂地区担当は荒木勇輝徳推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

委員意見 ありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
（質問・異議なし）
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
（全員挙手）

全員賛成と認めます。

3条の1、売買による所有権の移転につきましては、許可と決定します。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号、農地法第4条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は2Pをお願いいたします。今回6件の申請がなされております。
4条の1、意見書（案）は2P、申請地見取図は3P～4Pをお願いいたします。
申請地は大字下町地内の農地です。
1の転用目的は農舎への転用です。
農地の区分は、農用地区域内に該当しますが、農業用施設用地に計画変更しており、転用は可能です。申請地に隣接する農地所有者には説明がしており、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
また、作物を洗った後の排水に関して確認しましたところ、集水桝に集めて、土や泥を定期的に取り出し、畑に戻すとのことで、水路には水だけ放流することでした。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、下町地区ですので、藤本農業委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字下町地内で、国道443号線の下町交差点から南東約150mに位置する農地です。
申請の内容としては、申請法人は農業を営んでおり、作物を洗う農舎が必要となり、今回の申請となりました。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
下町地区担当は鍋島推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
- 荒木委員 集水桝について、どのような規格ですか。
- 事務局 1, 200 角の集水桝です。
- 鍋島委員 沈静させて土や泥を定期的に集水桝から出すと伺っています。
- 岩本委員 近辺で道路拡幅が行われていますが、申請地への影響について問題ないのですか。
- 事務局 申請地側の道路拡張の情報については、こちらには届いていません。国の判断で、拡幅の話が今後出てくる可能性はあると考えます。
- 大村委員 加工工場ではないのですか。
- 事務局 洗って出荷する場所と伺っています。
- 会長 他にご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
- 4 条の 1、農舎への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして、4 条の 2 について事務局の説明を求めます。
- 事務局 4 条の 2 意見書(案)は 3 P、申請地見取図は 5 P～6 Pをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
1 の転用目的は貸駐車場への転用です。
農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある第 1 種中高層住居専用地域となっていることから「第 3 種農地」に該当し、転

用は可能です。申請地は駐車場となるため、隣接地への日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大津地区ですので、古庄農業委員から説明をお願いします。

古庄委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字大津地内で、若草児童学園の北側に位置する農地です。
申請の内容としては、近辺で住宅地が増加しており、近隣住民のための貸駐車場として立地条件が良いことから、今回の申請となりました。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木幸一推進委員です。今回の申請についてご意見等はありませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の2、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の3 意見書(案)は4P、申請地見取図は7P～8Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1の転用目的は植林への転用です。
農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となってい

ない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

なお、昭和50年頃から畑としての管理ができず植林を行っています。現状のまま山林として管理する予定です。

農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、町道本田技研325号線の南側に位置する農地です。

申請地は、当時農作物が耕作されていましたが、昭和50年頃の杉の植林が盛んな時期に、隣地の植樹が進んで日光が当たらなくなった結果、耕作を続けるのが難しくなり、管理ができずに山林化しています。畑に戻すのは相当の労力、費用が必要で、現況のまま山林として利用するのは致し方ないと考えます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく願います。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の3、植林への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

4条の4は、畜舎への転用ですので、5条の4の時に一括して審議します。

続きまして、4条の5について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の5 意見書(案)は6P、申請地見取図は11P～12Pをお願いいたします。

申請地は大字古城地内の農地です。

1の転用目的は植林への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

なお、植林については前所有者が約20年前に行っています。現状のまま山林として管理する予定です。

農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、古城地区ですので、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字古城地内で、真木の熊一食品工場の南西約200mに位置する農地です。

申請地は、申請者が相続で取得した平成30年12月には既に植林が行われており、畑に戻すのは相当の労力、費用が必要で、現況のまま山林として利用するのは致し方ないと考えます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
古城地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、

ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の5、植林への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、4条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 4条の6 意見書(案)は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は植林への転用です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で転用は可能です。

なお、植林については前所有者が20年以上前に行っています。現状のまま山林として管理する予定です。

農地法の理解がなく、今後は農地法を遵守する旨の無断転用の始末書が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので、府内農業委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字平川地内で、森六化成の東約900mに位置する農地です。

申請地は、申請者が相続で取得した令和元年8月には既に植林が行われており、畑に戻すのは相当の労力、費用が必要で、現況のまま山林として利用するのは致し方ないと考えます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 担当農業委員の説明が終わりました。

平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、
ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

4条の6、植林への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の
意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は3Pをお願いいたします。今回4件の申請がなされております。
5条の1 意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいた
します。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1の転用目的は駐車場への転用で賃貸借権の設定です。
農地区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていな
い10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」
になります。代替地の検討もされており、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、
私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字杉水地内で、国道325号沿いの佐川急便阿蘇営業所の隣に
位置する農地です。
申請の内容は、業務拡大に伴う駐車場の拡大となっており、農地および農地
の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の
小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
杉水地区担当は本田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 荒れて山林化しており、今回駐車場になることで景観が良くなることから、地元としては助かります。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の1 駐車場への転用で賃貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2 意見書(案)は9P、申請地見取図は17P～18Pをお願いいたします。
申請地は大字森地内の農地です。
1の転用目的は共同住宅用宅地造成への転用で、所有権の移転です。
農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、森地区ですので藤本委員から説明をお願いします。

藤本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は大字森地内で、スポーツの森から北西約700mに位置する農地です。
申請の内容は、申請者が共同住宅用地を探していたところ、立地条件がよい

本申請地を紹介されたことから今回の申請となりました。

周辺は宅地化が進んでおり、農地および農地の分断はなく、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

森地区担当は吉山推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

吉山委員 周りがほとんど住宅地です。元々家庭菜園として利用しており、かなりの高土手になっていることから、宅地化したほうが良いと考えていました。特に意見はありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の2、共同住宅用宅地造成への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

会 長 続きまして、5条の3について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の3 意見書(案)は10P、申請地見取図は19P～20Pをお願いいたします。

申請地は大字大林地内の農地です。

1の転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で所有権の移転です。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、例外規定である集落接続に該当し転用は可能です。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、大林地区ですので東委員から説明をお願いします。

東委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字大林地内で、吹田団地の最東端に位置する農地です。
申請の内容は、宅地や調整池、公園等を計画する宅地分譲です。大津町で住宅の需要が増えている状況であることを踏まえ、今回の申請となりました。
高層建築はないことから、日照、通風等への影響も、隣接する農地には影響ないと思われます。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大林地区は竹中推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 竹中委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の3、特定建築条件付売買予定地への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の4、こちらは4条の4と関連の案件になります。
意見書(案)は11P、申請地見取図は21P～22Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。
1の転用目的は畜舎への転用で所有権の移転です。
農地の区分は、農用地区域内に該当しますが、農業用施設用地に計画変更しており、転用は可能です。
4条申請されている全体面積は、2, 435㎡となっており、5条申請分と合わせて3, 793㎡となっています。
また、農地法の理解が無く、許可を得ないで転用に着手したことについて、

今後は農地法の手続きを遵守すると始末書の提出がされています。

熊本県に確認したところ、今回の案件については始末書提出のみの対応であることを確認しました。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私から説明をします。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、大津町文化財学習センターの北東約700mの、菊池市との境に位置する農地です。

申請の内容は、申請法人は畜産業を営んでおり、事業拡張として今回申請するものです。隣接する農地所有者には説明がしてあり、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく願います。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区は松永推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 松永委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の4、畜舎への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

併せまして、関連案件であります4条の4について、委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4条の4、畜舎への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案書は4P～9Pとなります。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権)の決定についてご説明申し上げます。

今月の申請は12件で、全て一括方式となり、申出書面積の合計は99,390㎡(約9町9反)です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画(案)が決定された場合は、農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定の基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)についてご意見・ご質問等はございませんか。

荒木委員 借人の経営面積が 0 m²の案件があるが、どういったことですか。

事務局 大津町での経営面積は 0 m²という意味です。

荒木委員 賃料の表記がない案件もありますが、無償ということですか。

事務局 そのとおりです。

会長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（利用権）については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第 8、議案第 5 号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 5 号についてご説明いたします。

議案書は 10P となります。議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 5 項による農用地利用集積等促進計画（所有権移転）の決定についてご説明申し上げます。令和 7 年 4 月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は 3 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議

案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、5,025㎡(約5反)、対価の合計は5,060,520円です。

番号1と2につきましては、譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

番号3は、公社が買い入れた農地を担い手経営体へ売り渡すものです。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)については、原案どおり承認・決定いたします。

続きまして日程9、議案第6号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

机上にあります資料をご確認願います。議案第6号 大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてです。

内容といたしましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様が、最適化活動を行なうにあたっての指針の策定や、3年後、10年後の具体的な目標や点検・評価方法が定められています。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委員会は指針を定めなければならないと規定されており、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選時期にあわせて3年毎に見直す必要があることから、今回議案として上程させていただきました。見直しに際し、現状の数値、目標数値を設定いたしましたので、ご確認、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終了しました。

時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。(2～3分程)

本田委員 農振農用地区域内の数値ですか。

事務局 農振農用地区域に限らず、大津町全体の数値となっています。目標としてはかなり高く設定しており、目標の10年後の遊休農地は0㎡と、事務局内で協議し設定しました。

委員意見 大型の機械が農地まで入らないと、なかなか解消は厳しいと考えていますが、目標を高く設定することは良いと思います。

会長 それでは審議に入ります。
ご質問・ご意見は、ございませんか。
(質問・異議なし)

それでは、大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第6号、大津町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、原案どおり承認・決定とします。

続きまして日程10、議案第7号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)
お手元に配布しております「R7.4.10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- (事務局次長が資料を説明)
- ・ 5月の現地調査及び小委員会予定について
案はR7.5.2(金) 午前9時00分～
 - ・ 5月の定例総会予定について
案はR7.5.12(月) 午前9時30分～
 - ・ 委員年報酬の振込について
 - ・ 2025農業委員会活動記録簿の配布について
 - ・ 女性委員へのパンフレット配布について

会 長 他にございませんか。

荒木委員 地域計画は見直し済みですか。

事務局 見直し済みです。来週、農政課が見直し対象の杉水地区で説明会を実施します。

会長 先ほど話に出ました遊休農地の件ですが、議員からお尋ねで、農業用機械が入らない農地があれば情報提供してもらい、道の拡幅を町の議会に申請していきたいとのことでした。

荒木委員 アンケート様式を事務局で作って、委員に配布してもらえますか。

事務局 準備します。

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年4月の第22回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年4月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 西 村 千 香

議事録署名委員 藤 本 勝 昭